

天下の愚策「食料品のみの1%」でなく全項目5%を



自民党は 8 月 3 日に飲食料品の消費税率を 2027 年 4 月から二年間限定で 8%から 1%に引き下げる案で閣議決定を行う方向性を示しています。

食料品のみ1%になれば価格が7%下がり家計が助かると思っている人もおられるかもしれません。

しかし、税率が下がっても売り手が値段を下げるとは限りません。食料品販売店が物価高騰の影響を受けてギリギリの経営が続いており消費税に関係なく今も値上げせざるを得ない状況だから物価が上がっているわけです。

生活実態や産業構造に合わない深刻な弊害

あらゆる物価が高騰している現状において、「食料品のみ」の減税策は国民の生活実態に合致していません。それどころか、産業構造に大きな歪みと弊害を生み出します。

飲食店などの小規模事業者は、売上に含まれる消費税から仕入れや水道光熱費等の消費税を差し引き納税します。食料品の税率だけが1%に下がると仕入税額控除が十分に機能しなくなり、かえって納税額が大幅に増加します。物価高でギリギリの経営を強いられている中小飲食店にとっては倒産の引き金になりかねません。

その一方、大手食品会社では、売上にかかる税率が1%へ低下する一方で仕入税額との差額から巨額の「還付金」が発生するという異常事態が生じます。特定の大企業に数百億円規模の還付金が渡る試算もあり、実質的に大手企業への不当な補助金制度と化しています。



	消費税率の変化	仕入税額控除の変化	納税額の変化
飲食店	10%	食料品 8%→1%	納税額アップ
大手食料品会社	8%→1%	食料品 8%→1%	納税額減少

大手飲食品会社での還付金推算(参照事業年度 2025 年度)

会社名	売上高	食料品 1 %時の 還付金
サントリーグループ	3 兆 701 億円	580 億円
味の素グループ	1 兆 902 億円	472 億円
アサヒグループ	2 兆 9,395 億円	463 億円
キリングroup	2 兆 4,333 億円	425 億円
コカ・コーラグループ	8,938 億円	368 億円

※全国商業新聞による

財源の裏付けが不透明で「2年後の大増税」に繋がる

もう一つの大きな問題は、減税に必要とされる約5兆円規模の代替財源が一切示されていない点です。財政的な裏付けがないまま実施すれば、政府の財政悪化に対する市場の不安を煽り、円安の加速や輸入物価のさらなる高騰を招く恐れがあります。さらに危険視されているのが、この減税が「2年間の期限付き」であるという点です。2年後に税率が再び8%に戻される際、実質的に「7%という未曾有の増税」に直結します。そして、財源不足を消費税の本税率を上げるといふ議論も行われています。

まず一律 5%・インボイス廃止にし、消費税廃止を

日本経済を本格的に再生させるためには、根本的な税制の見直しが必要です。現行の消費税制度は、その仕組み上「人件費」に対して課税されるため、企業は賃金アップを抑え、外注や派遣労働への切り替えを進めざるを得なくなります。消費税が存在する限り、国内の賃金停滞や景気低迷からの脱却は困難です。まず、大企業と富裕層への応分の負担で「一律 5%への減税（インボイス制度の導入廃止を含む）」を行い、「消費税の廃止」を目指すべきです。

＜読者のみなさんへ＞ 次回のシャトルは休みます。

資格確認書でこれまで通り医療機関等にかかります

8月から健康保険証が原則使えなくなりますが、「資格確認書」で保険証と同様に受診することができます。

マイナンバーカードを保険証と紐づけている方はこれまで通りマイナ保険証で受診することができます。また、マイナンバーカードを所得していない方や健康保険証と紐づけていない方は「資格確認書」を医療機関等に示すことで保険診療を受けることができます。



国民健康保険の方は、7月中旬から下旬にかけて順次資格確認書が送付されます。

医療機関などにかかる場合の 資格確認書とマイナンバーカード

	資格確認書	マイナンバーカード
必要な期間	保険者から郵送される	申請から約1か月 特急発行で1～2週間
必要な手続き	特になし	保険証と紐づけ
再発行(紛失等)	手数料不要。約5日 程度で郵送。	手数料1,000円、約1か月後に 案内が届き窓口で受取。
オンライン確認が できないとき	資格確認書だけでか かれる	マイナンバーカードと「資格確 認のお知らせ」が必要。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は解除できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した後に、登録の解除を希望する場合は健康保険の各保険者への申請が必要です。一宮市の国民健康保険に加入している方は本人確認書類をもって、一宮市役所保険年金課、尾西庁舎窓口課、木曽川庁舎総務窓口課、各出張所へお越しください。解除完了まで1～2か月が必要です。

年金振込口座を公金振込口座として強制登録！？

2026年8月～2027年2月頃に「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」が簡易書留で送られます。送られる対象は、①年金受給口座が登録されており公金受取口座が未登録、②2026年4月15日時点で65歳以上(生年月日が1961年4月16日以前)の方が対象です。登録を希望する場合は手続き不要で、希望しない場合は書類到着から45日以内に「不同意申出書」の返送が無ければ、日本年金機構は口座情報などをデジタル庁に提供すること。

- この制度に対しては、様々な不安の声があるようです。
- ・メリットとして、①給付金や還付金の手続きが簡単、②給付金を早く受け取れるがあり、デメリットとして①国や自治体に預金口座の存在を知られてしまう、②過去にデータ誤登録の事例があったなどが言われています。
 - ・国に預貯金口座を監視され、将来的に増税や医療費・介護保険料の自己負担引き上げに利用されるのでは。
デジタル庁によれば財産に関する情報は一切登録されないとのこと。
 - ・不安を感じる方は「不同意申出書」の提出を行ってください。

年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

年金振込口座の公金受取口座登録について
(意向確認書に関するご案内)